

日本版ライドシェア（自家用車活用事業）について

国土交通省 東北運輸局
自動車交通部 旅客第二課
令和6年11月21日

背景

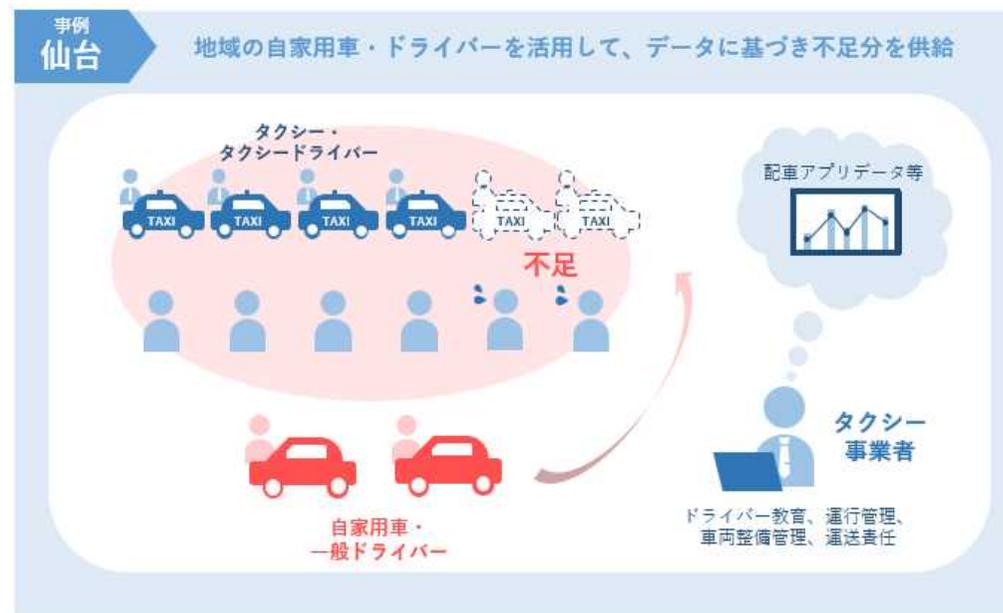
- 地域交通において、人口減少等に伴う需要減や新型コロナの影響により、タクシー・バス等のドライバー不足が深刻化するとともに、急増するインバウンド観光や季節・時間帯等で変動する移動需要に対応するサービス提供の仕組みも不足している状況。
- この「担い手」や「移動の足不足」という社会問題に対応するため、「デジタル行財政改革会議 中間とりまとめ」（R5.12.20デジタル行財政改革会議決定）において、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みを創設することとなった。

事業概要

- タクシー事業者が運送主体となり、タクシーが不足する地域・時期・時間帯において、地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを提供する事業。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	98%	98%	98%	98%	96%	89%	95%
1時	98%	98%	98%	97%	87%	67%	96%
2時	98%	99%	98%	99%	93%	66%	97%
3時	98%	98%	98%	98%	97%	70%	97%
4時	97%	98%	98%	98%	98%	87%	96%
5時	97%	97%	97%	98%	96%	95%	92%
6時	97%	97%	97%	98%	94%	97%	93%
7時	88%	91%	94%	94%	91%	98%	96%
8時	78%	81%	84%	85%	79%	98%	97%
9時	85%	85%	90%	88%	85%	97%	95%
10時	95%	95%	96%	95%	92%	95%	93%
11時	97%	97%	97%	97%	93%	94%	89%
12時	97%	97%	97%	96%	95%	93%	88%
13時	97%	98%	97%	97%	97%	94%	91%
14時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	94%
15時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	95%
16時	98%	97%	98%	97%	96%	92%	95%
17時	95%	93%	94%	92%	87%	85%	92%
18時	94%	94%	93%	92%	85%	90%	95%
19時	97%	97%	97%	97%	95%	93%	95%
20時	98%	98%	98%	98%	97%	95%	95%
21時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	96%
22時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	97%
23時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	98%

タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定



○第4条

第4条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イから八までに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

【参考】

第3条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

○第78条

第78条 自家用車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

【国土交通省令で定める者】

一般社団法人又は一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、労働者協同組合、法人格を有しない社団

運行形態

- ① 利用者と事業者の間で運送契約が締結され、事業者が運送責任を負うものであること。 ※タクシー事業と同様
- ② 運送の引受け時に発着地が確定している運送であること。
- ③ 運送の引受けに当たって、自家用車活用事業による運送サービスが提供されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
- ④ 運賃及び料金は、タクシー事業の事前確定運賃制度に準ずること。
- ⑤ 運賃及び料金の支払い方法は、原則キャッシュレスによる方法であること。
- ⑥ 運送サービスの発地又は着地のいずれかが、事業者が許可を受けている営業区域内に存するものであること。

許可基準

- **対象地域、時期及び時間帯並びに車両数**
 - ⇒ タクシーが不足する地域等や不足車両数を、国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定していること。
国土交通省が配車アプリのデータに基づき指定していない地域については、「その他地域」として指定。
- **資格要件**
 - ⇒ タクシー事業の許可を受けていること。（タクシー事業者だけが日本版ライドシェアの運送主体になり得る。）
- **管理運営体制**
 - ⇒ 運行管理、車両の整備管理や研修・教育を実施する体制が整えられていること。
 - ⇒ 安全上支障のないよう、ドライバー勤務時間を（他の勤務先含め）把握すること。
- **損害賠償能力**
 - ⇒ タクシー事業と同等の任意保険（対人8,000万円以上及び対物200万円以上）に加入していること。

	タクシー事業 (法第4条)	日本版ライドシェア (法第78条第3号)	公共ライドシェア (法第78条第2号)
運送主体・責任	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録を受けた団体 (市町村、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、法人格を有しない社団、その他)
運送の引受け	<ul style="list-style-type: none"> ・流し営業 ・施設・路上での客待ち営業 ・営業所への配車依頼（電話等） ・配車アプリによる引受 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所への配車依頼（電話等） ・配車アプリによる引受 <p>※日本版ライドシェアによる運送サービスをを提供することについて旅客の了承が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通会議・協議会の協議により決定 <p>(例) 事前予約によるデマンド型の運送 予約不要の定時定路線</p>
運賃・運送対価	<ul style="list-style-type: none"> ・距離制・時間制の運賃 <p>※運送に要した時間・距離により運送終了時点で運賃が確定する。 ※距離制＝メーター運賃 ※時間制＝貸切運賃</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行開始前に運賃を確定 <p>※運送開始前に発着地間の距離を明らかにして、運賃を算出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通会議・協議会の協議により決定 ・タクシー運賃の8割以内が目安 <p>(例) 距離制・区間制 一乗車ごと定額（1回100円）</p>
ドライバー	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種免許を有する者 ・運転者登録機関で登録を受けた者 ・乗務開始前に会社から十分な指導教育を受けた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種免許を有し、ドライバー選任以前の2年間無事故かつ免許停止処分を受けていない者 ・第二種免許を有する者 ・乗務開始前に会社から十分な指導教育を受けた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種免許を有し、有償運送認定講習を受講した者 ・第二種免許を有する者
使用車両	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・運送者に使用権限がある自家用車 	<ul style="list-style-type: none"> ・運送主体に使用権限がある自家用車
運行に係る制限	<ul style="list-style-type: none"> ・発地又は着地のいずれかが営業区域内に存すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発地又は着地のいずれかが営業区域内に存すること。 ・運行はタクシーが不足する時期・時間帯に限る。 ・運行可能な車両数は地域で不足する車両数として国土交通省が示した車両数に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域型の運行であれば、発地又は着地のいずれかが営業区域内に存すること。 ・その他、公共交通会議・協議会の協議により決定

【タクシーが不足する時間帯と不足車両数】

1. 配車アプリデータに基づき指定する地域（全国12地域）

営業区域名 対象市 (登録車両数)	車両数が不足する曜日及び時間帯 (最小マッチング率)	不足車両数 ※マッチング率90%を確保 するために必要な車両数
仙台市 (仙台市全域) (2,245台)	金 : 16時台～19時台 (84%)	50台
	土 : 0時台～ 3時台 (76%)	30台

- ・各数値は令和5年10月1日～令和5年12月31日の各社の配車アプリのデータに基づく。
- ・5月実施時点では、今回公表する**不足車両数のうち5割を各社に配分**するものとし、**残りの5割については以後不足車両数を見直すタイミングで一定数を各社に配分**する。
- ・タクシー事業者からの申請車両数の合計が当該地域の不足車両数を超える場合は、申請車両数の比率に従い配分する。

【仙台市の状況】

- ・営業区域内の46社のうち**9社から自家用車活用事業の実施意向**があり、**6月6日までに 9社に許可**。
- ・**6月7日から運行開始**。

2. それ以外の地域（配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出を行う地域以外）

車両数が不足する曜日及び時間帯	不足車両数
(タクシー事業者に実施意向 がある場合) 金・土：16時台～翌5時台	各営業区域内の タクシー車両数 (※) の 5%
営業区域内の 自治体 が、 タクシー車両数が不足しているとして 運輸支局へ申し出た 曜日及び時間帯	営業区域内の 自治体 が、 タクシー車両数が不足しているとして 運輸支局へ申し出た 車両数

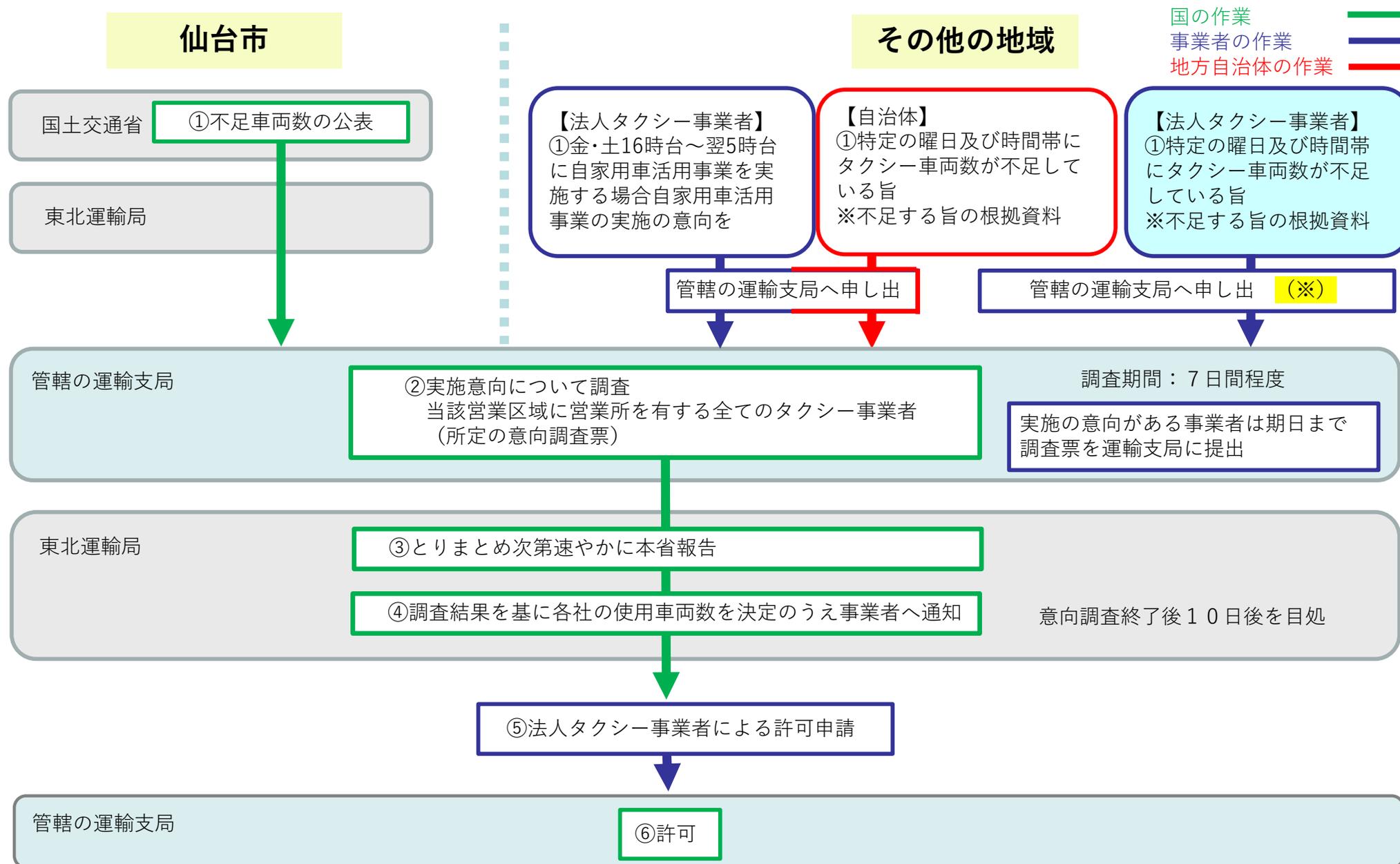
→ **タクシー事業者及び自治体からの申し出を随時受付**

タクシーが不足する時期・時間帯と不足車両数

	車両が不足する曜日・時間帯	不足車両数
<p>国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定した地域 (都市部12地域)</p>	<p>配車アプリデータに基づき公表 配車アプリが普及している都市部12地域 https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001730147.pdf (R6.3.13公表_4地域) https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001740734.pdf (R6.4.26公表_8地域) (例) 仙台市 金曜日16時台～19時台：50台不足、土曜日0時台～3時台：30台不足</p>	
<p>その他地域 (R6.3.29 本省旅客課長事務連絡) 事業者が運輸支局に事業実施を申出するケース</p>	<p>金曜日・土曜日 16時台～翌5時台</p>	<p>各営業区域のタクシー車両数の<u>5%</u>を不足分とみなす。</p>
<p>その他地域 (R6.3.29 本省旅客課長事務連絡) 自治体が運輸支局に事業実施を申出するケース</p>	<p>タクシー営業区域内の自治体がタクシーが不足していると申し出た曜日・時間帯</p>	<p>タクシー営業区域内の自治体がタクシーが不足していると申し出た車両数(申出の際に根拠資料を示す必要がある)</p>
<p>その他地域 (R6.9.17 本省旅客課長事務連絡) 事業者が運輸支局に事業実施を申出するケースのバージョンアップ</p>	<p>事業者がタクシーが不足する曜日・時間帯について、具体的に申し出た場合、「金曜日・土曜日16時台～翌5時台」に関わらず稼働日を指定・拡大できる。 ※配車依頼・承諾件数などの根拠が必要。</p>	<p>自家用車活用事業の使用可能車両数のすべてを配分済みの地域において、タクシー事業から使用可能車両数の引き上げについて申出があった場合5%→10%に引き上げる。 ※配車依頼・承諾件数などの根拠が必要。</p>

意向調査と許可申請の流れ（仙台市・その他の地域）

*この資料は、令和6年9月末時点の情報に基づき作成しております。



※ 運輸支局は当該営業区域のタクシー事業者に申出があった旨周知し、申出をしたタクシー事業者以外の事業者から運行実績の提出があった場合は、同実績も考慮する。

日本版ライドシェアの実施状況（仙台市・青森交通圏）

		登録ドライバー 増加人数※1	稼働台数※2	運行回数※3	1台1時間 あたりの運行回数 (参考) タクシー：約0.7回
宮城 (仙台市) 6月7日から事業開始	6月	54人	44台	172回	約1.1回
	7月	11人	75台	248回	約0.7回
	8月	5人	65台	207回	約0.7回
	9月	0人	50台	192回	約1.1回
	10月第1週	7人	12台	63回	約1.1回
	10月第2週	0人	13台	31回	約0.6回
	10月第3週	0人	8台	24回	約0.9回
	10月第4週	0人	9台	39回	約1.1回
	合計	77人	276台	952回	約0.9回

		登録ドライバー 増加人数※1	稼働台数※2	運行回数※3	1台1時間 あたりの運行回数 (参考) タクシー：約0.7回
青森 (青森) 7月26日から事業開始	7月	5人	—	—	—
	8月	0人	9台	15回	約0.2回
	9月	0人	12台	8回	約0.1回
	10月第1週	2人	0台	0回	約0回
	10月第2週	0人	2台	3回	約0.1回
	10月第3週	0人	0台	0回	約0回
	10月第4週	0人	1台	1回	約0.1回
	合計	7人	24台	27回	約0.1回

※1 増加人数 = (新規登録ドライバー数) - (抹消ドライバー数)

※2 稼働台数は、時間枠ごとに稼働していた台数の累計（稼働ドライバー数）

※3 運行回数は、実際に運行した回数の累計（実際乗客を乗せた延べドライバー数）

マッチング率 (仙台市)

【日本版ライドシェア開始前】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	98%	96%	96%	97%	96%	87%	94%
1時	96%	97%	98%	97%	97%	76%	98%
2時	96%	98%	99%	100%	98%	81%	98%
3時	99%	98%	99%	96%	96%	85%	99%
4時	99%	95%	98%	99%	97%	96%	99%
5時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	99%
6時	99%	98%	98%	98%	98%	97%	97%
7時	98%	97%	99%	98%	97%	99%	99%
8時	99%	95%	98%	98%	97%	98%	99%
9時	99%	99%	99%	99%	99%	98%	98%
10時	99%	98%	99%	98%	98%	98%	98%
11時	99%	98%	99%	98%	98%	98%	98%
12時	98%	99%	98%	97%	99%	98%	98%
13時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	96%
14時	99%	98%	97%	99%	97%	97%	95%
15時	97%	97%	98%	98%	96%	97%	94%
16時	96%	96%	96%	95%	94%	94%	91%
17時	92%	89%	93%	90%	84%	89%	90%
18時	93%	91%	94%	92%	84%	92%	93%
19時	98%	96%	98%	98%	96%	95%	90%
20時	98%	98%	99%	98%	99%	97%	93%
21時	98%	97%	97%	98%	98%	98%	96%
22時	98%	98%	96%	97%	96%	97%	94%
23時	96%	97%	97%	95%	94%	94%	97%

【日本版ライドシェア開始後】 6月7日～7月14日

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	97%	97%	97%	98%	98%	94%	94%
1時	98%	98%	98%	98%	98%	88%	94%
2時	98%	98%	98%	98%	98%	92%	94%
3時	97%	97%	98%	98%	98%	95%	95%
4時	97%	97%	98%	98%	98%	98%	95%
5時	96%	98%	98%	98%	98%	98%	95%
6時	92%	97%	98%	98%	96%	98%	98%
7時	83%	92%	98%	97%	89%	99%	98%
8時	81%	86%	96%	94%	81%	99%	98%
9時	89%	90%	95%	95%	86%	98%	98%
10時	96%	94%	98%	98%	93%	98%	97%
11時	98%	95%	98%	99%	92%	97%	95%
12時	98%	93%	98%	98%	89%	97%	95%
13時	98%	98%	98%	98%	92%	97%	95%
14時	98%	98%	98%	99%	95%	97%	94%
15時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	93%
16時	97%	98%	98%	98%	93%	87%	93%
17時	94%	96%	95%	97%	86%	76%	88%
18時	96%	97%	94%	95%	84%	84%	92%
19時	98%	98%	97%	97%	92%	94%	95%
20時	96%	92%	98%	98%	95%	93%	93%
21時	93%	90%	97%	96%	97%	93%	93%
22時	97%	97%	98%	97%	98%	96%	96%
23時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	96%

マッチング率 (仙台市) 直近

【日本版ライドシェア開始前】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	98%	96%	96%	97%	96%	87%	94%
1時	96%	97%	98%	97%	97%	76%	98%
2時	96%	98%	99%	100%	98%	81%	98%
3時	99%	98%	99%	96%	96%	85%	99%
4時	99%	95%	98%	99%	97%	96%	99%
5時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	99%
6時	99%	98%	98%	98%	98%	97%	97%
7時	98%	97%	99%	98%	97%	99%	99%
8時	99%	95%	98%	98%	97%	98%	99%
9時	99%	99%	99%	99%	99%	98%	98%
10時	99%	98%	99%	98%	98%	98%	98%
11時	99%	98%	99%	98%	98%	98%	98%
12時	98%	99%	98%	97%	99%	98%	98%
13時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	96%
14時	99%	98%	97%	99%	97%	97%	95%
15時	97%	97%	98%	98%	96%	97%	94%
16時	96%	96%	96%	95%	94%	94%	91%
17時	92%	89%	93%	90%	84%	89%	90%
18時	93%	91%	94%	92%	84%	92%	93%
19時	98%	96%	98%	98%	96%	95%	90%
20時	98%	98%	99%	98%	99%	97%	93%
21時	98%	97%	97%	98%	98%	98%	96%
22時	98%	98%	96%	97%	96%	97%	94%
23時	96%	97%	97%	95%	94%	94%	97%

【日本版ライドシェア開始後】

	10月21日 月曜日	10月22日 火曜日	10月23日 水曜日	10月24日 木曜日	10月25日 金曜日	10月26日 土曜日	10月27日 日曜日
0時	95%	99%	96%	99%	99%	99%	99%
1時	98%	96%	98%	96%	98%	100%	100%
2時	100%	94%	100%	98%	100%	99%	96%
3時	97%	96%	94%	100%	100%	100%	100%
4時	94%	96%	95%	95%	96%	100%	97%
5時	93%	100%	100%	100%	100%	98%	98%
6時	100%	100%	100%	97%	98%	98%	100%
7時	97%	98%	97%	99%	98%	99%	98%
8時	99%	98%	97%	98%	100%	98%	98%
9時	100%	99%	99%	98%	99%	98%	99%
10時	99%	99%	98%	99%	98%	97%	98%
11時	98%	98%	98%	98%	97%	98%	96%
12時	97%	99%	99%	99%	98%	98%	94%
13時	98%	96%	99%	98%	95%	97%	93%
14時	97%	95%	98%	100%	100%	99%	98%
15時	99%	99%	100%	99%	98%	98%	97%
16時	99%	100%	98%	96%	97%	96%	92%
17時	96%	94%	96%	95%	91%	91%	89%
18時	96%	96%	94%	97%	95%	93%	95%
19時	98%	98%	97%	99%	98%	99%	98%
20時	98%	98%	98%	98%	99%	99%	96%
21時	96%	99%	99%	100%	98%	100%	97%
22時	99%	97%	98%	99%	99%	97%	95%
23時	97%	99%	98%	95%	98%	99%	97%

雨天時への対応

大都市部12地域において、1時間5mm以上の降水量が予報される時間帯及びその前後1時間、供給車両数を拡充



※時間帯が3時間以下となる場合には、前後を含めて、計4時間までの稼働が可能

稼働していない時間帯は最大車両数までを使用可能。



稼働している時間帯は最大車両数の2倍までを使用可能。



酷暑時への対応

大都市部12地域において、35°C以上の気温が予報される時間帯及びその前後1時間、供給車両数を拡充



※時間帯が3時間以下となる場合には、前後を含めて、計4時間までの稼働が可能

稼働していない時間帯は最大車両数までを使用可能。



稼働している時間帯は最大車両数の2倍までを使用可能。



イベント時への対応

イベント等一時的な移動需要の増加に対応し、自治体又はイベント主催者からの要請を踏まえ、供給を拡充



※時間帯及び車両数については、他の交通機関との役割分担を踏まえ、合理的に算出・調整

※交通規制が実施される場合、イベント主催者等が管轄の警察署において日本版ライドシェアを活用する旨情報共有



イベント開催時及び花見や紅葉等のシーズンにおける、一時的な観光客等の移動需要の増加に対応するため、タクシー事業者団体が関係地方公共団体と調整・相談した場合においても、日本版ライドシェアの供給拡充が可能となりました。

大都市部以外の地域での対応

大都市部以外の地域において、タクシー事業者の申し出により、日本版ライドシェアの曜日・時間帯・台数制限を緩和



タクシー事業者は実施状況のモニタリングに必要なデータを提出し、供給過剰が発生するおそれがあると地方運輸局等が認める場合は使用可能車両数を減車する。

災害時・復旧復興時における活用

地震や台風などの災害発生時や復旧過程において、タクシーを補完し、被災地における輸送サービスを確保するための運送が可能

輸送ニーズを踏まえ
時間制運賃の運用が可能

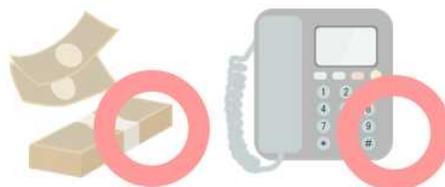
他の営業区域のタクシー会社
による応援も可能



安全が確保できることを前提に、自治体等からの要請を踏まえ、車両数及び実施期間を調整。

配車アプリが普及していない地域での導入

配車アプリが普及していない地域においても、電話予約や現金支払いにより日本版ライドシェアを利用可能

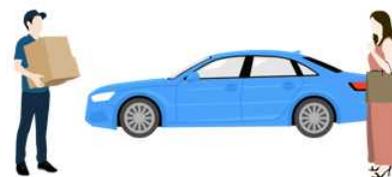


1. 配車依頼への対応	
① ルート決定	⇓
② 運賃計算	⇓
2. 乗客への伝達	
③ ドライバーへの伝達	⇓

「配車アプリを使わない日本版ライドシェアの導入ガイドライン」

貨客混載・協議運賃の導入

タクシーと同様、日本版ライドシェアによる貨客混載の実施及び協議運賃の設定が可能



貨客混載

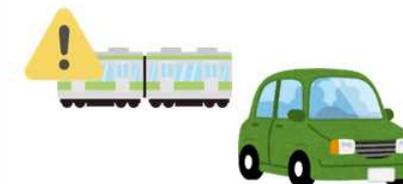
地域の関係者と協議が調った場合に、タクシー事業者が貨物自動車運送事業の許可を得て、日本版ライドシェアにおいても貨物運送が可能。

協議運賃

地域の関係者間による協議を経ることで、日本版ライドシェアにおいても独自の運賃を設定することが可能(協議運賃)。

鉄道等の遅延時における活用

荒天や事故などで鉄道等の公共交通機関に遅延が生じ、運行再開まで概ね3時間以上が見込まれる場合、日本版ライドシェアによる運送が可能



※タクシー等による輸送対応を速やかに実施できるよう、地方運輸局等は、鉄道事業者及びバス・タクシー事業者団体との連絡体制を構築する。

※運輸局等が輸送ニーズを把握し、供給車両数等を適時適切に判断する。

管内の日本版ライドシェアの導入状況について

大館市

R6.11.19現在 意向調査実施中

【実施時間帯】

金・土曜日の午後4時台
から翌日の午前5時台

※配車アプリが普及していない地域での導入

※大館市…大館市の一部（旧田代町、比内町の区域を除く）

青森交通圏（青森市等）

R6.7.26から運行開始

【実施時間帯】

金・土曜日の午後4時台
から翌日の午前5時台

【許可事業者数・車両数】

1事業者・6台

※青森交通圏…青森市の一部（旧浪岡町の区域を除く）、平内町、蓬田村

秋田交通圏（秋田市）

R6.11.19現在 許可申請受付中

【実施時間帯】

金・土曜日の午後4時台
から翌日の午前5時台

【実施意向事業者・車両数】

4事業者・7台

下閉伊郡（岩泉町等）

R6.11.19現在 許可申請受付中

【実施時間帯】

全日の午前7時台から午後7時台

※稼働日の指定・拡大

【実施意向事業者・車両数】

3事業者・3台

※配車アプリが普及していない地域での導入

※下閉伊郡…宮古市の一部（旧田老町、新里村、川井村の区域）、岩泉町、田野畑村

尾花沢市

R6.11.7 許可（12月より実施予定）

【実施時間帯】

全日の午後4時台から午後8時台

※稼働日の指定・拡大

【許可事業者数・車両数】

1事業者・2台

二本松交通圏（二本松市）

R6.11.19現在 許可申請受付中

【実施時間帯】

平日の午前7時台から午後2時台

※稼働日の指定・拡大

【実施意向事業者・車両数】

1事業者・1台

※配車アプリが普及していない地域での導入

仙台市

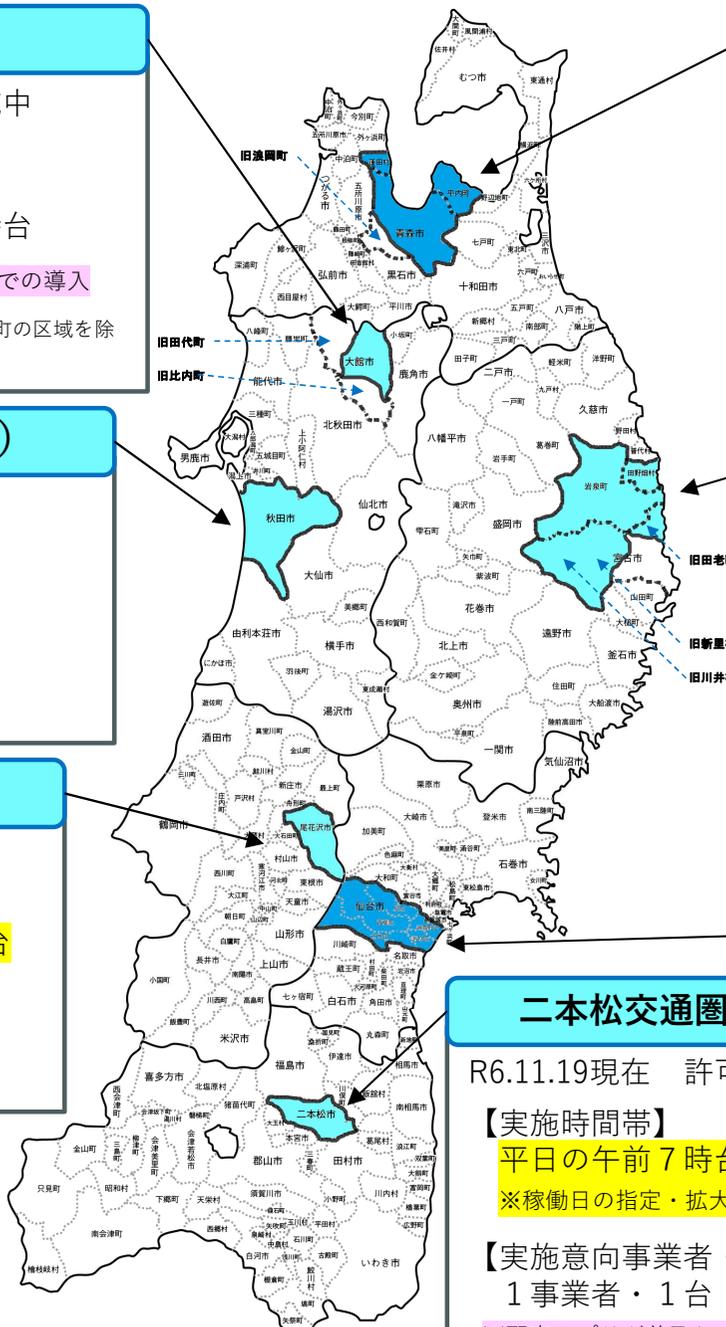
R6.6.7から運行開始

【実施時間帯】

金曜日の午後4時台から午後7時台
土曜日の午前0時台から午前3時台

【許可事業者数・車両数】

金曜日：9事業者・25台
土曜日：5事業者・15台



ご清聴ありがとうございました



東北運輸局マスコット「とうほくろっ犬」



公共交通利用促進キャラクター
のりたろう